⑦ 固定資産税にかかわる各種届出を提出してください

問　税務課(内線112)

固定資産現所有者申告書

固定資産(土地・家屋)の所有者が亡くなった場合、相続の手続き(名義変更の登記など)が完了するまでの間、現に所有している方(相続人など)の中から代表者を決め、申告書を提出してください。

納税管理人申告書

納税管理人の設定および変更をする場合、または設定を解除する場合

家屋補充課税台帳登録名義人異動申告書(未登記家屋異動届)

登記されていない家屋を売買、贈与、相続した場合

家屋の滅失届

家屋を取り壊した場合

※各種届出用紙は、本所税務課や各支所地域課に備え付けてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます(トップページ⇒「税関係申請書等」で検索)。

⑧ 不動産取得税の軽減措置には申請が必要です

問　茨城県水戸県税事務所 課税第二課　℡ 029-221-4820

【不動産取得税】

不動産を取得したときにかかる県の税金です。不動産を取得した方は、取得した日から60日以内に「不動産取得申告(報告)書」を県税事務所、または市税務課に提出してください。ただし、不動産を取得した日から60日以内に不動産登記法に規定する登記(表示に関する登記または所有権の登記)を申請した場合は、申告書の提出は不要です。

対象　土地：売買、贈与、交換など
家屋：建築(新築、増築、改築)、売買、贈与、交換など

納税額　税額＝不動産の価格×税率(土地と住宅：3%、住宅以外の家屋：4%)
※不動産の価格：市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格

軽減措置など　住宅や住宅用土地を取得した場合など、一定の要件を満たしていれば申請により軽減措置や納税の猶予を受けることができます。詳しくは、右上の二次元コードでご確認ください。

詳しくはこちら

⑨ 介護保険料と後期高齢者医療保険料は地方税統一QRコードで納付できます

問　介護保険料：高齢福祉課(内線172)　後期高齢者医療保険料：保険年金課(内線141)

「地方税統一QRコード(eL-QR)」を利用した介護保険料と後期高齢者医療保険料の納付が可能になりました。納付書の「eL-QR」を確認し納付できます。

※令和8年9月24日以降に発行したeL-QR付き納付書が対象です。
キャッシュレス納付では領収書は原則発行されません。クレジットカードでのお支払いの場合は納付額に応じたシステム利用料がかかります。
なお、次の方法でもご納付いただけます。
笠間市役所、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、口座振替など

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

eL お支払サイト

4ページ　小さな命大切に。犬・猫の不妊、去勢手術をしましょう。